

【諸般の報告・その他の関係】

問 宇野 裕委員

- 1) 改正された教育基本法第2条では、道徳心を培うことを目標としているが、県はどのような姿勢で目標へ進めていこうとしているのか。
- 2) 教育振興基本計画について県はどのような考えで策定しようとしているのか。

答 嘉村指導課長

1) 中央教育審議会の議論、国の動向などを注視していきたい。なお、現在、県では千葉県道徳教育振興会議を設置し、道徳教育の充実に努めているところであり、子供たちの豊かな心を育てるために毎年10校程度の学校で道徳の授業を地域の人々に公開している。保護者や地域の人々からは「道徳の授業は子供たちの心の変化などがとてもよくあらわれると思った。家庭の中でもぜひ参考にしたい。」「授業を参観して子供たちは思いやりの心、勇気、優しさ、隣人愛などを感じてくれていたようでとてもたくましく見えた。」などの評価を得ている。道徳教育は家庭、地域、社会全体で取り組まなければならないことであり、今後も学校での道徳の授業の公開をさらに進めていきたいと考えている。

問 宇野 裕委員

携帯電話に関する犯罪防止や携帯電話使用の低年齢化に歯どめをかけるためにも、携帯電話の使用について子供たちに対して指導することが必要であると考えがどうか。

答 嘉村指導課長

昨今、保護者が子供に携帯電話を持たせているケースが多く、携帯電

話に関する犯罪が多発している。啓発活動に当たっては保護者の協力を得ることができないと難しい面があるが、学校には、携帯電話会社のアクセス制限サービスなどの情報を保護者に提供するように指導している。

要望

【諸般の報告・その他の関係】

宇野 裕委員

千葉県の教育振興基本計画について、「県独自の考え方を打ち出して、国が作成する前に策定できるように早く準備を進めてほしい。」との要望があった。

子供の携帯電話の使用について、「少なくとも中学生くらいまでは禁止することを検討してほしい。」との要望があった。

意見

【諸般の報告・その他の関係】

宇野 裕委員

子供たちに悪い影響を与えるようなゲーム機について、「行政が関与するにはデリケートな問題であるというのはわかるが、一步踏み込んで、悪い影響を与えるか否かの判断を保護者にさせ、悪い影響を与える場合は買わせないように保護者を指導すべきである。」との意見があった。
